

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年2月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800100号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800038号

第1 結論

請求者のA事業所における平成29年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年4月から同年8月までの標準報酬月額については、20万円から28万円とする。

平成29年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年4月1日から同年9月1日まで

請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、標準報酬月額が給与明細書の報酬月額と相違しているため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録の標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成28年4月から同年6月までは、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求期間の標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800101号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月1日から昭和46年9月30日まで
請求期間は、B市のA事業所に看護見習いとして住み込みで勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和45年6月1日に同保険の被保険者資格を取得し、昭和46年8月31日に離職していることから、請求者は、請求期間の一部について、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成11年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、C団体は、当該事業所の事業主が死亡している旨の回答をしていることから、請求期間当時の厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができない上、当時の他の同僚のほか、事業主の家族等の関係者の所在も不明であることから、請求期間の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。